参考　3

○　食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

第一条　食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

企画部会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料・農業・農村基本計画の策定及び変更並びに推進に関するものを調査審議すること。
施策部会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書の作成に関するものを調査審議すること。
統計部会	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の作成及びこれに必要な資料の収集その他の調査に関する重要事項を調査審議すること。

第二条　統計部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、同部会の議決に関し他の分科会又は部会との調整を要するとき又は同部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

２　会長は、同部会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を同部会長に通知するものとする。

３　会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長又は部会長の意見を聴かなければならない。